寄せられたご意見と回答(令和4年8月受付分)

令和4年8月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 スクランブルパーク児童公園の落書き消去をお願いします

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□スクランブルパーク児童公園のベンチが白い塗料で落書きされていた。落書きは放置するとエスカレートするため、できるだけ早く消去してほしい。 ■落書きの消去についてメールをいただいたことで、落書きをすぐ消すことができ、速やかな対応ができた。	地域基盤整備第三課 公園管理担当 電話 03-3726-4320

2 工学院通りに関して

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□工学院通りが汚い。飲食店が勝手に歩道にまで板やブロックを置いて座席	
として使用したり、看板も多く、ゴミ箱も放置している。一度きちんと視察	
してほしい。	地域基盤整備第二課
■工学院通りのテーブルや看板等の突き出しについては、区でも以前より	管理係
把握しており指導を行ってきたが、改善には至っていない。今後も継続し	電話 03-5713-2006
て指導を続けていく。また、10 月には警察とともに大規模なパトロール	
や指導を計画している。	

3 公園のトイレの修理をお願いします

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□大森東一丁目第一公園の男子トイレは水を流すと止まらない時が何回もあっ	
た。	地域基盤整備第一課
■大森東一丁目公園トイレについては、ハイタンク内の部品にゆがみがあっ	公園管理担当
たことが原因で、正常に止水ができない状態であったため、清掃及び調整を	電話 03-5764-0643
行った。現在では通常どおり止水ができる状態である。	

4 東京都ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

の対象としてください

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□東京都ではベビーシッター利用支援事業を行なっていると Web サイトで拝	
見したが、大田区はこの対象となっていないため、利用対象としてほしい。	
■区のベビーシッター利用支援事業は、待機児童対策として認可保育所の入	
所保留となった0歳児から2歳児を対象にしたものと、新型コロナウイルス	
感染症による保育所の臨時休園の際に利用できるものを実施しているが、そ	
れ以外の理由でのベビーシッター利用支援事業は実施していない。	
なお、ベビーシッター以外の在宅子育て支援事業として以下を実施してい	
る。	
・理由を問わず利用できる「一時預かり事業」(区内 14 か所の認可保育所等	
で実施。)	
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyuki	
bo/itijiazuketai/ichijiazukari/index.html	保育サービス課
・幼稚園等の開園時間外のサポートとして、幼稚園等の送迎や子どもの預か	保育サービス基盤担当
りなどの活動を行う「ファミリー・サポートおおた」事業	電話 03-5744-1277
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/kodomo_katei_shien_	
c/fami_sappo.html	
・出産後6カ月以内の方を対象にした家事・育児援助事業「にこにこサポー	
卜」	
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo-nk.html	
・保育サービスを利用していない2歳までのお子さんがいる世帯を対象にし	
た家事・育児援助事業「ぴよぴよサポート」	
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo.html	
以上の事業を実施していることなどから、ベビーシッター利用支援事業は	
現行内容とさせていただいている。	